

第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について

(案)

1 当指針の基本的な考え方について

当指針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼした影響などに対応して改定された常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付)字体についての解説」の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。近年、漢字の字形に関して、手書き文字と印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向が生じていることを国語施策の課題として捉え、これらを改善し、一般の社会生活において、文字をより適切に、積極的に運用できるようにするための指針として活用されることを意図している。

戦後の漢字施策については、当用漢字表（昭和21年11月）、当用漢字別表（昭和23年2月）、当用漢字音訓表（昭和23年2月、昭和48年6月）、当用漢字字体表（昭和24年4月）、常用漢字表（昭和56年10月、平成22年11月）などが、国語審議会及び文化審議会の答申を基に、内閣告示・内閣訓令によって実施されてきた。これらのうち、漢字の字体に関する考え方を示したものとしては、当用漢字字体表と常用漢字表がある。

当用漢字字体表は、その「まえがき」にあるとおり、「漢字の読み書きを平易にし正確にする」ために「異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した」ものであり「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえと」した。ただし、「使用上の注意事項」では、「この表の字体は、活字字体のものになる形である」と述べた上で、「これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」とし、次のような例を掲げ、印刷文字の標準として示した同字体表が、筆写の楷書の習慣と一致しない場合があることを記している。

(6) 北北 入人 人々 入人 令今	(5) 奥奥 隊隊 公公 角角 骨骨 木木 来来 牛牛 糸糸 その他	(4) 又又 文文 月月 果果 つづけるかはなすかに関する例	(3) 了了 手手 空空 曲直に関する例	(2) 風風 比比 仰仰 言言言 ネネ 主主 兼兼 年年	(1) 雨雨 商商 戸戸 無無 方向に関する例
--------------------------	---------------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------	------------------------------------	----------------------------

当用漢字字体表(昭和24年内閣告示第1号)まえがき[使用上の注意事項](一部抜粋)

その後、昭和56年の常用漢字表では、主として印刷文字の面から字体の検討が行われ、「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させる」という当用漢字字体表の方針を進める立場は採らず、「表の見方及び使い方」にあるとおり、「字体は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示し」た。ただし、国語施策における漢字の字体・字形についての基本的な考え方は、当用漢字字体表を引き継いでおり、その内容を説明するために、次にその一部を示す「字体についての解説」が付された。

2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

雨－雨雨 戸－戸戸戸
無－無無

(2) 方向に関する例

風－風風 比－比比
仰－仰仰
糸－糸糸 ネ－ネネ ネ－ネネ
主－主主 言－言言言
年－年年年

常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)
「(付)字体についての解説」(一部抜粋)

これは、常用漢字表が「筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない」こと、「明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがあること等を、具体例によって示したものである。「明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」や「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」には、当用漢字字体表に挙げられたよりも多くの例が示され具体的なものとなっている。この「字体についての解説」は、平成22年の常用漢字表にも一部を加筆して受け継がれた。

しかし、当用漢字字体表と常用漢字表が60年以上にわたって示してきた字体・字形に関する考え方は社会に十分に理解されているとは言い難い。したがって、漢字を手書きするときの習慣と印刷文字の習慣とが理解されず、どちらかの字形が誤ったものであるとみなされたり、本来は問題とする必要のない漢字の形状における細部の差異にまで必要以上に注意が向けられ、それが正誤の基準とされたりするような状況が生じている。当用漢字字体表以来、現行の常用漢字表に至るまで、長年にわたって国語施策の一部として示されてきた字体・字形に関する考え方は、その周知が十分でなかったため、社会に定着してこなかったと言わざるを得ない。

文化審議会国語分科会は、上記のような漢字の字体・字形に関する社会状況の改善を国語施策の課題であると捉え、当指針を作成するものである。

2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について

常用漢字表には、「字体」「字形」、また、「書体」「字種」「通用字体」といった語が用いられている。以下、これらの用語が常用漢字表においてどのような意味で用いられているのかを説明する。このうち「字体」「字形」「書体」については、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「I 基本的な考え方」に示された「4 追加字種の字体について」の「(1) 字体・書体・字形について」で説明がなされており、以下はその考え方に沿うものである。（なお、当指針における「手書き文字」とは、主として楷書（行書に近いものを含む。）で書かれたものを対象としている。）

図1に示したのは、三つの異なった漢字である。私たちがこれらを異なった漢字であると判別できるのは、それぞれの点画の数や線の組合せなど、基本となる骨組みから判断し、別々の字であると読み取るからであると考えられる。このような文字の骨組みを「字体」と言う。図1に示した漢字は、それぞれ互いに異なる字体を備えていると認められる。

図1 形状の違いにより、違う漢字として認識されるものの例（異なる字体の例）

① ② ③
学 字 宇

一方、図2に挙げた五つの文字は、それぞれ形状に違いがあるものの、通常全て同じ漢字として認識される。それは、五つの漢字全てが同じ骨組みを持っている、つまり、同じ字体であると認めるからである。

図2 形状に違いがあっても、同じ漢字として認識されるものの例（同じ字体の例）

① ② ③ ④ ⑤
学 学 学 学 学

字体は骨組みであるから、それが実際に印刷されたり、手で書かれたりする場合は、活字独特の装飾的デザインや、人それぞれの書き方の癖や筆勢などで肉付けされた形で表れる。したがって、ある一つの字体が印刷されたり書かれたりして具体的に出現する文字の形は一定ではなく、同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ると言える。

翻って言えば、「字体」とは、同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴であり、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念と言うこともできる。実際に出現した文字の形が少しずつ違っていても、同じ漢字として読み取ることができるのは、それぞれの文字に共通した骨組みが内在しているのを読み取るからである。この骨組みを具体的に目に見える形にしようとするれば、その瞬間にある一つの具体的な字形になってしまい、その文字の全ての字形に共通するものではなくなってしまう。このように、字体は、字体のままでは具体的に実現し得ないため、抽象的な概念であると整理される。字体は、文字を見分け判別する際の基準、文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されることが望ましいものである。

また、手書き文字、印刷文字を問わず、個々の文字の形状のことを「字形」と言う。図2の文字それぞれの形状の違い（長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか等）は、全て字形の違いとして捉えられる。先に述べたように、字体は特定の具体的な形状を持たない抽象的な概念であり、それが目に見える文字として表されるときには、図2のように様々な字形として具現化する。

図2のうちの印刷文字（①～③）は、図3のように、それぞれ、明朝体、ゴシック体、教科書体と呼ばれている。字体を基に具現化された字形には、一定の特徴や様式が現れることがあり、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、教科書体などといった体系を形成する。そのような文字に施された一定の特徴や様式の体系を「書体」と言う。（なお、「字体」と「書体」が混同されて用いられる場合が少なくないので、注意が必要である。）

図3 印刷文字における書体の例



書体という用語は、図3のような印刷文字のデザインの体系について言う場合と、図4に示すような、印刷文字よりも古くから歴史的に形成されてきた体系について言う場合がある。図4に挙げる五つの字形は、それぞれ、篆書体、隷書体、草書体、行書体、楷書体と呼ばれる特徴や様式を持った文字の体系の例である。（現在広く使われている字体を各書体の特徴や様式に合わせて書いたものを含む。）

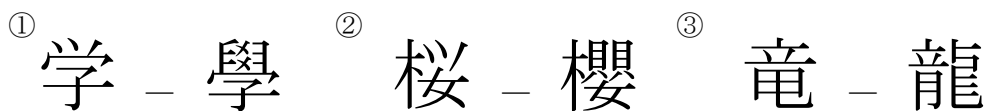
図4 歴史的に形成されてきた書体の例



※章末「常用漢字表における用語について」（5）書体を参照

「学」と同様に「ガク・まなぶ」と読み、同じ意味を持つ漢字に「學」がある（図5①）。「学」は常用漢字として、現在、広く用いられている漢字であり、「學」は一般的には「学」の旧字体などと呼ばれる。（常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」とされる。Q&A〈8〉参照。）「学」と「學」のように、その字体は異なっても、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりを「字種」と言う。字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学—學」のほか②「桜—櫻」③「竜—龍」などのように、歴史的に同じ字種として複数の字体が用いられてきた例は少なくない。

図5 同じ字種の例

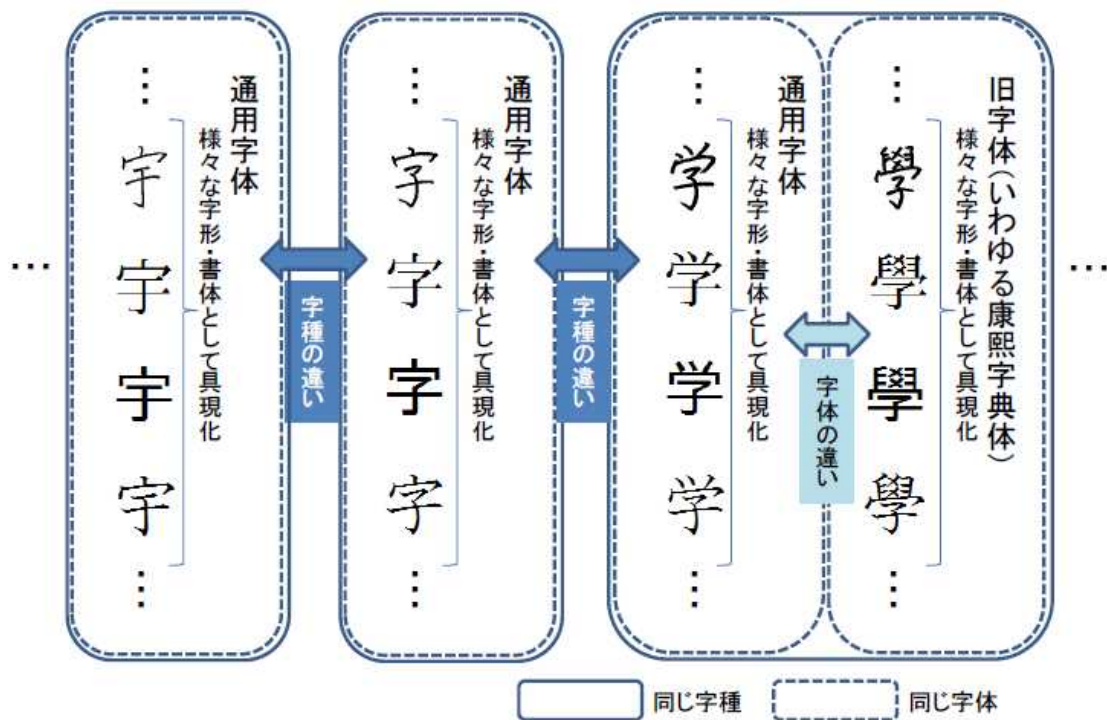


また、常用漢字表に掲出された2,136の字種それぞれには、上記の「学」「桜」「竜」のように、一般の社会生活において最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いら

れていくことが望ましいと考えられる字体が、原則として1字種につき1字体のみ採用されており、「通用字体」と呼ばれる。

以上のような関係は、例えば図6のように表すことができる。字体は、文字を見分け、何という文字であるかを判別する際の基準として社会的に共有されている抽象的な概念であり、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、様々な字形として具現化される。字体は一つの抽象的な概念であるとしても、具現化される字形には、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった相違が表れ得るものであって、そのうち文字に施された一定の特徴や様式の体系が書体である。また、字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学」と「學」のように、一つの字種が複数の字体を有する場合もあり、そのうち一般の社会生活において最も広く用いられている字体が、常用漢字表の通用字体として採用されている。

図6 字体・字形・書体等の関係



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も相違し、字体が違っていれば字形も相違する。

なお、章末に、常用漢字表におけるそれぞれの用語に関する解説を付した。

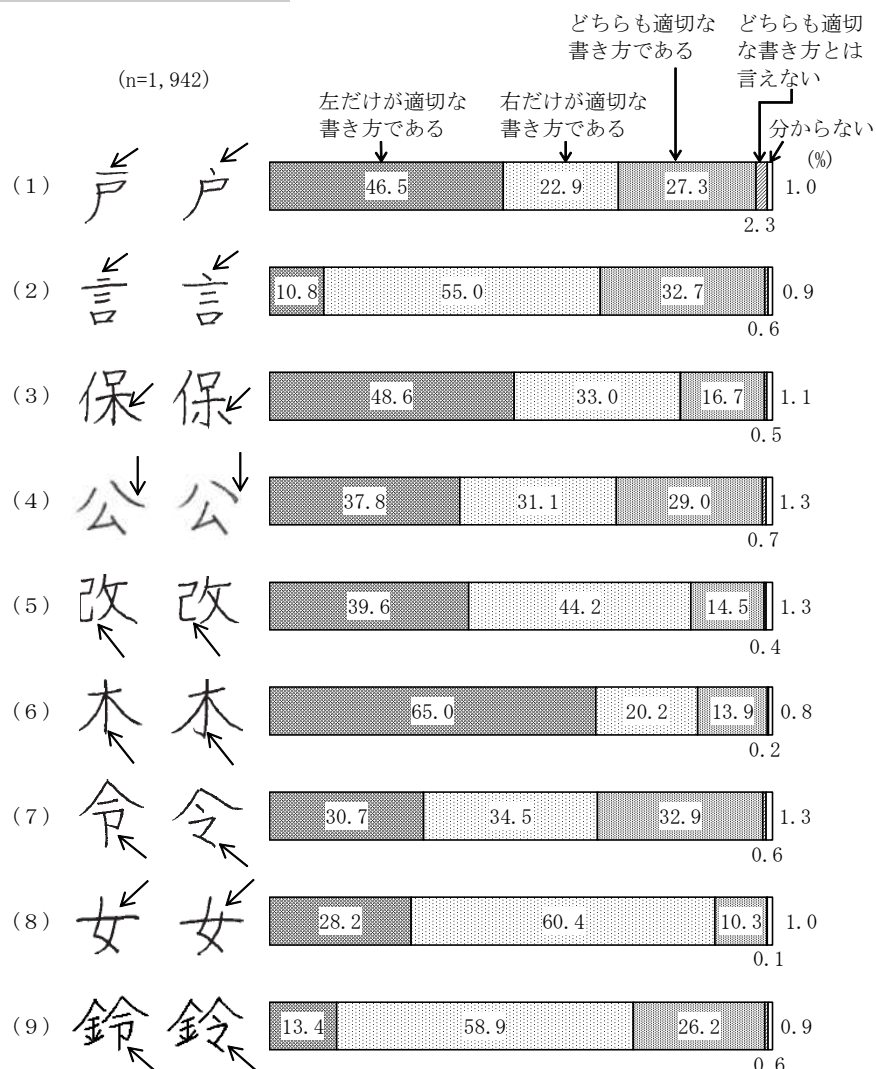
3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について

(1) 「国語に関する世論調査」の結果について

文化審議会国語分科会で「手書き文字」の字形と「印刷文字」の字形に関する指針を検討するに当たり、平成26年度の「国語に関する世論調査」（平成27年1～2月調査。全国16歳以上の男女3,000人を対象）において、関連の調査を行った。

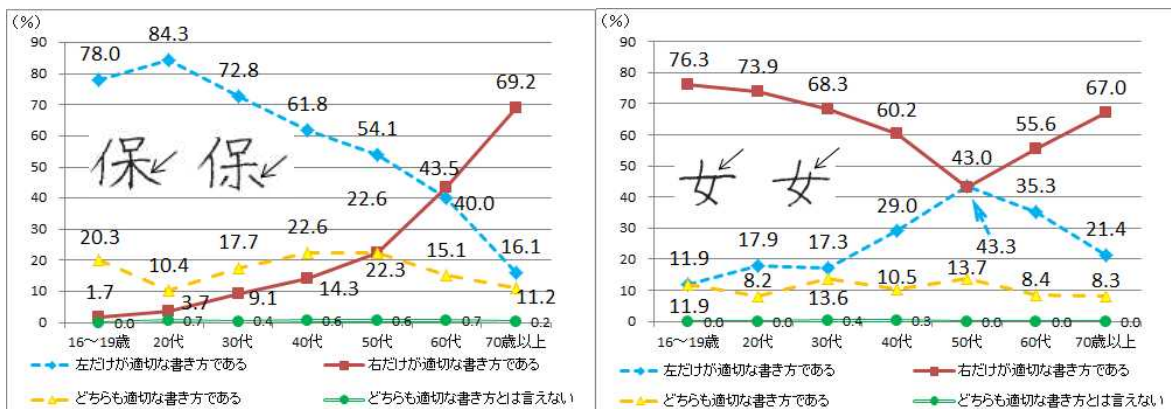
「字体についての解説」で、いろいろな書き方があるものとして例示されている八つの漢字に、窓口業務等で問題になることの多い「鈴」を加えた九つの常用漢字について、それぞれ筆写の楷書の字形を二つ示し、適切な書き方はどちらか一方か、どちらもか、又は、どちらも適切な書き方とは言えないかを尋ねた。結果は、下記グラフのとおりである。それぞれの漢字について、適切だと意識されている字形に、かなりの違いや偏りがあることが分かった。また、人によって、正しいと考える漢字の形が違っている場合があることもうかがえる。

手書きの楷書の字形に関する意識



また、漢字によっては、次に示す「保」「女」を取り上げたグラフのように、その字形に関する意識が世代間で異なる傾向が見られた。これは、その字を習得した際に規範とされた字形に違いがあったこと等によると考えられる。(Q&A 〈35〉〈45〉参照)

手書きの楷書の字形（「保」「女」）に関する意識（年代別）



こうした、漢字の字体・字形に関する意識の揺れや偏りは、不特定多数の人が受験するような各種試験等における、漢字の書き取り問題の採点基準などに影響しているおそれがある。その点について、同調査では「例えば、入学試験や入社試験、検定試験などにおいて、上記のような書き方の違いによって正解になったり誤答になったりするようなことがあるとしたら、それについてどのように考えますか」と尋ねた。その結果は、「国の示した目安に沿って、両方とも正答にすべきだと思う」が66.5%、「試験を受ける人に採点の基準を前もって示してあれば、正誤を区別してもかまわないと思う」が21.9%、「試験を受ける人が基準を知っているか否かに関係なく、採点する側の決めた基準で、正誤を区別してもかまわないと思う」が5.7%であった。

また、手書きする際には手書きの習慣に従ってよく、印刷文字の形のとおりを書く必要はないということを知っているかを尋ねた問いに対して「よく知っていた」「何となく知っていた」を合わせた「知っていた（計）」と回答した人は、全体の3割程度であった。

手書きする際に、印刷文字の形のとおりを書く必要はないことを知っているか

(数字は%)

知っていた（計）	知らなかった		分らない
	よく知っていた	何となく知っていた	
32.2	11.7	20.4	2.1

(2) 学校教育における漢字指導に関する意見聴取の内容について

学校教育における漢字指導に関して、有識者からの意見聴取を行った。学校教育における常用漢字表の扱いについては、かつての国語審議会から現在の文化審議会国語分科会に至るまで、一貫して「別途の教育上の適切な措置に委ねる」とこととされている。本指針も学校教育を直接の対象とするものではないが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」(平成26年2月18日)に、「学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮」すべきであることが述べられていること、また、文化庁に、学校で学んだ漢字の字体・字形等についての質問が多く寄せられることなどから、実施したものである。

意見聴取では、学校教育、特に小学校における漢字教育では、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された字形を標準とした指導を行い、漢字運用の土台を作っていくことが説明されるとともに、下記の文部科学大臣政務官通知(平成22年11月30日)や小学校学習指導要領解説国語編(平成20年6月 文部科学省)において、児童生徒が書く文字を評

価する場合については、常用漢字表の前書き部分にある「(付) 字体についての解説」を参考にすることが望ましいとされていること等が確認された。

文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改訂に伴う中学校学習指導要領の一部改正当及び小学校、中学校、高等学校における漢字の指導について（通知）」（平成22年11月30日・一部抜粋）

改定後の常用漢字表においても、「(付) 字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

小学校学習指導要領解説国語編（平成20年6月 文部科学省・一部抜粋）

(ウ)〔当指針注：小学校学習指導要領の記述「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。」〕は、漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。

実際の教育現場においては、教科書、漢字ドリル等に示された字形に従い、意識的に細部の差異に注目した指導が行われることがある。これは、上記の文部科学大臣政務官通知や学習指導要領解説等の内容を踏まえたとしてもなお、特に、小学校の低学年など、児童生徒の発達段階によっては、常用漢字表の「字体についての解説」に沿った指導が効果的とは言えない場合があり、学習活動における必要性や教育上の配慮によるものであるとの考えも示された。

一方で、常用漢字表の字体・字形に関する考え方についての理解そのものが教育の現場で広がっておらず、「字体についての解説」の内容が知られていないままに指導と評価が行われ、教科書、漢字ドリル等に示された字形と細部まで一致しているかどうか、正誤の判断基準となっている場合があるとの指摘もなされた。

上記通知等の趣旨を踏まえ、学校教育における漢字指導において、特に書かれた漢字の字体・字形に関する評価を行うに当たっては、少なくとも、常用漢字表の「字体についての解説」の考え方が参考とされるべきであり、その内容を教育関係者に周知し、理解を深めてもらう必要があるとの指摘がなされた。

また、学校教育における漢字指導が、上記のように漢字の字形の細部の差異にまで注目してきた理由の一つとして、入学試験や採用試験、各種の検定試験などとの関係があることも指摘された。学校教育において、常用漢字表の考え方に基づいた指導と評価を安心して行うためには、不特定多数の人が受験するような各種試験等で漢字の書き取りを課す際にも、常用漢字表の字体・字形に関する考え方に沿った採点が行われる必要があるという点である。

以上のとおり、常用漢字表の「字体についての解説」の考え方について、教育関係者をはじめ、入学試験や採用試験、各種の検定試験等の関係者にその内容を周知し、理解を深めてもらうべきであるとの提言がなされた。

(3) 戸籍等の窓口業務に関する意見聴取の内容について

戸籍等の窓口業務についても有識者からの意見聴取が行われた。戸籍や住民基本台帳等で扱われる漢字は、ほとんど人名や地名などの固有名詞に関するものであって、常用漢字表は固有名詞を対象とするものではない。しかし、窓口において問題になることの多い漢字の字体・字形についての考え方を国として示しているものは、常用漢字表の「字体についての解説」のみで、それぞれの窓口業務の現場等においてもこれがよく参照されており、欠かせないものとなっていることが示された。

戸籍や住民基本台帳等に関する官公庁の業務をはじめ民間においても、現在は情報機器の導入により業務が電算化されており、個人の姓名等の記載は、印刷文字として示される場合がほとんどである。そのため、手書き文字との間の習慣による字形の相違をめぐって、窓口で問題が生じる場合がある。例えば、明朝体で「令」の字形で示される漢字は、手書きの習慣では「令」のように書かれることが多い。しかし、窓口において「令」のように書くと、明朝体の字形との差異から別の漢字であると判断され、印刷文字と同じように書くよう求められるといった事例が報告された。これは義務教育においては「令」の字形で学習しているのであるから、学校教育で培われた字体・字形の意識が、社会においては通用していないという見方もできる。この「令」と「令」の間の相違は、筆写の楷書と印刷文字のそれぞれの習慣による違いであり、本来は問題にする必要のないものであるというのが、常用漢字表の考え方である。

また、窓口で、手書き文字の字形と印刷文字の字形との差異によってトラブルが起きた際には、常用漢字表の「字体についての解説」に具体例が挙げられている漢字であれば、該当の箇所を示すことによって理解してもらえることがあるとの報告があった。ただし、現状では例示が十分ではなく、説明も少ないため、より実用性が高く使いやすい参考資料が作成されることに期待が寄せられた。

なお、文化庁では、当指針の作成に資するため、平成27年6月に、全都道府県における人口の最も多い都市（政令指定都市を除く。）及び、全政令指定都市における人口の最も多い区の市民課・区民課等の窓口業務担当（計68件）を対象に、字体・字形に関する問題についてのアンケート調査を行った（回答数=68）。

常用漢字表の「字体についての解説」を知っているかどうかを尋ねたところ、「内容を知っている」（72.1%）、と「存在は知っている」（16.2%）を合わせた「知っている（計）」は、全体の9割弱であった。また、ふだんの業務において、「字体についての解説」を参考にすることがあるかどうかを尋ねたところ、「よく参考にしている」（32.3%）と「参考にしたことがある」（39.7%）を合わせた「参考にしている（計）」は、全体の7割強であった。

なお、「令」「鈴」「家」「保」「心」「衣」「子」「八」「北」などのほか、字体・字形について問題になることの特に多い常用漢字について、自由に指摘してもらったところ、次のようなものが多く挙げられた。（5件以上の指摘があったもの。）

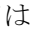
麗 花 真 斎 久 西 牙 塚
均 直 美 幸 奏 邦 言 松

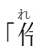



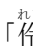


4 当指針の対象について

(1) 当指針が対象とする漢字の範囲について

当指針は、常用漢字表に掲げられた2,136の字種を対象とするものであり、表外漢字（常用漢字表に掲げられていない漢字。人名用漢字を含む。以下同様。）については、直接の対象とはしない。したがって、取り上げる具体例等についても、原則として常用漢字表に掲げられた漢字を用いている。

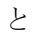
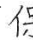
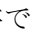

ただし、当指針では、漢字の一部を構成する漢字や点画のまとまり（当指針では「構成要素」という。）を取り上げた説明を行っており、これらの構成要素の一部に有する表外漢字についても、当指針の考え方をを用いることができる場合がある。

例えば、常用漢字表の「(付) 字体についての解説」には、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間で、それぞれの習慣に基づく差異が生じるものの一つとして「令」（手書きにおいては「」）が例示されている。当指針においては、常用漢字表に従って「令」について取り上げるとともに、この「令」の形を構成要素の一部として持っている常用漢字（「領」「鈴」「冷」等が該当する。）についての考え方も示している。

同様に「令」の形を構成要素の一部として持っている「」「」「」「」等の表外漢字（このうち「」「」「」は人名用漢字である。）について、当指針では直接取り上げてはいないが、こういった表外漢字についても、「令」及び「令」を構成要素の一部として持っている常用漢字について示した当指針の考え方を援用できる場合があると考えられる。

(2) 当指針の活用が期待される分野について

漢字は、日本語を用いて生活する人々が情報を伝達し合う上で不可欠なものであり、他者との円滑なコミュニケーションのために共有されている社会的な公共物である。しかし、「国語に関する世論調査」の結果から、漢字の字体・字形に関して、具体的な漢字の字体・字形に関する人々の意識に、揺れや偏りがあること、また、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間で、それぞれの表し方に習慣の違いがあることが理解されにくくなっていること等が改めて明らかとなった。

日常生活においては、上記のような問題に多くの人々が気付かないままに漢字を用いていると考えられる。例えば、常用漢字表には、「保」の手書き文字の字形として、「」と「」が例示されており、共に問題のないものとされている。しかし、ある人が適切な文字であると教わり身に付けてきた「」という字形が、「」という形だけを適切だと信じている人には、誤った字として受け取られるようなことが日常的に起きているおそれがある。こうしたことが行き過ぎれば、漢字を使用することが円滑なコミュニケーションを妨げる原因ともなりかねない。また、入学試験や採用試験、各種の検定等において同様のことが起きれば、人の将来を左右することさえ起こり得る。当指針の扱う問題は、特定の分野のみ関わるものではなく、日本語で漢字を用いて情報伝達を行う全ての人々に関係するものである。

このうち、学校教育における漢字指導と一般社会における漢字使用との間に生じている行き違いを改善することは、重要な課題である。社会人として働き始めた人が、学校教育で身に付けた字体・字形を用いて文字を書いた際に、それが印刷文字の字形と違うなどの理由で誤った字であると判断されたり、反対に、社会生活の中では問題視されない漢字の字形にお

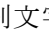
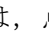
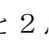
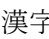
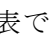

ける細部の差異などが、教育の現場においては必要以上に厳密に扱われたりするような状況も報告されている。

漢字の習得と運用は、学校教育と一般社会とのつながりの中で行われる。その基盤となるのは、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安として用いられるとともに、小学校、中学校、高等学校の教育課程を通して学習する漢字の範囲となっている常用漢字表である。したがって「字体についての解説」の考え方についても、一般の社会生活における漢字の字体・字形に関する目安とされることが望ましい。そのためにも、当指針の内容が、社会全体に周知されること、特に、教育関係者が持つておくべき基礎的な国語の知識として共有される必要がある。さらに、不特定多数の受験者を対象とするような入学試験、採用試験、各種の検定試験等において、漢字の字体・字形の正誤を判断する際の統一的な基準として活用されることが期待される。

また、行政機関や金融機関等を訪れた人が、窓口で姓名や住所等を記載する際などに生じる字体・字形に関する問題の軽減も課題の一つである。窓口等で扱われることの多い人の姓名や地名に用いられる漢字には、人名用漢字をはじめとする表外漢字が多数あり、常用漢字は全体の一部に過ぎない。そもそも、常用漢字表は固有名詞を対象とするものでもない。しかし、戸籍や住民基本台帳等に関する窓口業務の現場で字体・字形に関する問題が生じた際には、これまでも、常用漢字を対象とした「字体についての解説」が参照されており、特に、窓口を訪れる人が明朝体のデザインの違いや筆写の楷書と明朝体における表し方の習慣の違いなどについて疑問を持った際には、この解説を示すことで解決する場合がある。

しかしながら、現行の「字体についての解説」には例示が少なく、また、例示されたもの以外の漢字を扱う場合についての詳しい言及もない。当指針は、常用漢字を対象とするものであるが、取り上げる具体例を増やすとともに、漢字の構成要素に注目した説明を施すことで、表外漢字について考える際にも参考となるよう配慮したものである。窓口での書類の記載等において、漢字の字体・字形に関する問題が起きた場合には、より実用性の高い参考資料として用いられることが期待される。

戸籍や住民基本台帳に関する窓口業務においては、常用漢字表における字体・字形の考え方とは異なった取扱いがなされる場合もある。

例えば、常用漢字表では、印刷文字に2点しんにゅう（「」）が用いられている字であっても、手で書くときには、点は1点で書く（「」）と書くこととされているが、窓口業務では、しんにゅうを含む字については、申請者が手で記載する際にも、1点しんにゅう（「」）と2点しんにゅう（「・」）との書き分けが行われる場合がある。また、常用漢字表では同字と考える「吉」と「土」＋「口」の形である「」とが別字として扱われる場合がある。

このように、字体・字形の取扱いに関する考え方の違いがある点について、当指針は、戸籍・住民基本台帳等の業務の現状を改めることを要請するものではない。

5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係について

（1）「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）の概要

「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申。以下、「答申」という。）の「I 基本的な考え方」「1 情報化社会の進展と漢字政策の在り方」の「（4）漢字を手書きすることの重要性」では、漢字を手で書くことを、「漢字の習得及び運用面との関係」という点と「手書き自体が大切な文化である」という点との二つの側面から整理している。

前者については、「書き取り練習の中で繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形でかかわる」ため、それによって「脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与する」こと、また、そのような習得が「漢字の基本的な運筆を確実に身に付けさせるだけでなく、将来、漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」という考え方を示している。

また、後者については、情報機器が普及する中でも、漢字を手書きする機会が今後なくなることはないと考えている人が多いこと、また、手書きの文字には、書き手の個性が表れること等を踏まえ、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であり、「情報機器が普及すればするほど、手書きの価値を改めて認識していくことが大切である」としている。

（2）「国語に関する世論調査」に見る、文字の「手書き」についての日本人の意識

当指針の検討に当たって、答申の考え方を踏まえた上で、情報化社会の進展により、今後、手書きする機会が更に減っていくことが予想される中、漢字を手書きすることと、手書き文字の字形に関する指針を作成する必要性との関係を改めて整理すべきであるとの議論があった。このため平成26年度の「国語に関する世論調査」の中で、文字を手書きすることに関して、国民の意識を調査した。なお、日常生活において文字を書く際には、日本語表記の特徴である漢字仮名交じり文が用いられるのが一般的であることから、漢字のみを書くことに限定した調査とはしていない。

「文字を手書きする習慣は、これからの時代においても大切にすべきであると思うか、それともそうは思わないか」という問いに対しては、91.5%の人が「大切にすべきであると思う」と回答した。一方、「大切にすべきであるとは思わない」は1.6%であった。

「大切にすべきである」と回答した人にそう思う理由を尋ねたところ、「文字を手書きすることは、漢字などを正確に身に付けることにつながるから」（63.3%）と回答した割合が最も高く、「手書きの文字には個性が表れ印刷文字にはない情感などを込めることができるから」（60.7%）、「文字を手書きすること自体が文化であり、それを守っていくべきだと思うから」（45.2%）が続いている。

また、「年賀状や挨拶状などは、印刷されたものが増えているが、文字の部分が全て印刷されたものと文字の部分が手書きされたものや手書きが一言加えられたものとは、どちらが良いと思うか」を尋ねた問いでは「手書きされたものや手書きが一言加えられたもの」と回答した人が87.6%、「全て印刷されたもの」が5.0%、「どちらも変わらない」が6.6%という結果であった。

これらの調査結果からは、多くの人々が手書きの習慣を今後も守るべきものであると考えるとともに、手書きの文字に対しては印刷文字の役割以上のものを期待する場合があること

がうかがえる。再現性の高い情報の保存や正確な伝達という観点からは、印刷文字を用いる方が優位であるとも考えられるが、印刷文字からは得られない付加的な価値を手書きの文字に求めているとも言えよう。

ただし、その一方で、3割弱の人には、日頃、手書きをする機会がないという結果も出ている。「日常生活において、文字を手書きする機会があるか、それともないか。」という問いに対しては、手書きをする機会が「よくある」(38.2%)と「時々ある」(34.4%)と回答した人を合わせた「ある(計)」の割合は、7割強(72.7%)であった。一方、「余りない」(20.9%)と「ない」(6.4%)を合わせた「ない(計)」は27.3%であった。

ふだん手書きする機会がある人の割合は、これからの時代においても手書きの習慣が大切であると考えている人の割合を19ポイントほど下回っている。文字を手書きする習慣がこれからの時代にも続くことを望み、手書きに情報の保存や伝達のための手段としての役割以上のものを期待しながらも、現実との間に溝が生じているという見方もできよう。

(3) 漢字の「手書き」と字体認識能力の関係について

答申では、漢字を手書きすることの意義として「漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」ことを挙げている。この、漢字を正確に弁別し、的確に運用する上での根幹となる能力は、文字の字体を認識する力である。

ある漢字を何度も手書きすれば、その都度、書かれた文字の見た目には、多かれ少なかれ差異が生じる。ある漢字を繰り返し手書きすることは、同じ字体の枠組みの範囲内で、書くたびに違う字形として具現化する行為であり、漢字の字体認識の力を深めることにつながる。

このことは、手で書かれた文字を読み取る際にも同様である。印刷文字に比して、手書き文字における字形の違いはより多様になる。印刷文字だけでなく、差異の幅の大きい手書き文字に多く触れることは、文字の骨組みを読み取る力、字体認識の力を効率的に会得していく機会となっていると考えられる。

(4) 漢字の運用における「手書き」について

先述のとおり「国語に関する世論調査」によれば、9割に近い人々が、挨拶状や年賀状などにおいては、手書きの文字が書かれていることを望んでいることが分かる。情報の保存や伝達のための手段という観点からは、手書き文字よりも印刷文字を用いる方が再現性が高く正確を期することができる一方、人とのコミュニケーションにおいては、手で書かれた文字に、印刷文字にはない付加的な価値が見いだされている。これは、漢字の運用における手書き文字の特徴とみなすことができよう。この、手書き文字に期待される「印刷文字にはない付加的な価値」のうちには、その文字を書く人の個性、情感、考えや気持ちの表れ、また、わざわざ掛けられた手間への有り難みなどがある。さらには、芸術的な表現や装飾的な働き、書かれたものの唯一無二性なども挙げられる。これらは、コミュニケーションにおける手書き文字の機能であると言えよう。

また、文字の手書きには、慣習や実用という観点においても優れている場合がある。例えば、契約書を交わす際などの署名やクレジットカードの使用時におけるサインといった、社会的慣習が挙げられる。また、手で書くことを通して何かを覚えたり、思考を深めたりする習慣も広く行われている。さらに、電話の内容の記録や伝言などのメモ書き、手帳へのスケジュールの記入等は、現代の生活においても欠くことのできないものである。近年においては、タブレット端末などの情報機器への手書き入力も以前より高くなっており、今後

の活用が期待される。これら手書きに関する慣習や実用の面について整理することによっても、手書きの重要性を捉え直すことができると考えられる。

(5) 文化としての「手書き」について

答申には、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であるとの認識が示されているが、現在、私たちは印刷文字を中心とした文字生活を送っており、手書きされた文字に触れる機会は少なくなっている。先述したように、「国語に関する世論調査」によれば、既に3割弱の人々が日常的に手書きをしていないという状況もある。

情報機器のキーボードをたたいたり、画面を指でなぞったりするという書記行為が中心となり、「書くこと」の在り方は多様化している。答申が言う文化としての「手で書くということ」を取り巻く環境は、今後も更に変化していくと考えられる。また、手書き文字の細部の在り方にこだわり、ある字形だけを正しいものとみなす考え方や、手書きする際にも活字のとおりには書かなくてはいけないという考え方が生じている。こうした考え方を推し進めれば、手書きすることに萎縮し、揺れの少ない印刷文字の字形を用いる方に安心を覚える人が更に増えていくということも考えられよう。

「文化」という観点については、現代の日本で用いられている漢字の字体・字形が、手書きすることによって形成され、維持されてきたという点に注意すべきであろう。手書きにおいては、点画を組み合わせていく上で順序や方向性があり、動きの中で字形が表される。しかし、手書きする機会が減り、それ自体は既に出来上がった状態とも言える印刷文字ばかりに触れるようになれば、幾つもの点画が重なり合っている漢字の形状を、順序や方向性を持つ動的な存在として捉えるこれまでの字体・字形意識の維持が難しくなろう。ひいては、手書きという身体の動きの中で把握されてきた漢字の字体・字形に関する理解の仕方が変化し、場合によっては、漢字を複雑な模様のようなものとして捉えるようになっていく可能性もある。

「国語に関する世論調査」の結果のとおり、国民の大半が文字を手で書くことを「これからも大切にすべきである」と考え、手書きの文字に特別な思いを抱いている。誰もがどの年代においても、安心して手書きをし、手書き文字に触れる機会を得やすくするような方策を立てることは、文化としての「手書き」を将来にわたって残し、漢字の字体・字形に関する理解を維持していく上での差し迫った課題であると言えよう。

6 漢字の正誤の基準と「整い方」「丁寧さ」「美しさ」「巧みさ」などの観点について（案）

（1）文字の正誤の基準と「整い方」「丁寧さ」「美しさ」「巧みさ」などの観点との関係について

漢字の形状についての正誤の判断は、当指針が示すような常用漢字表に即した考え方、すなわち、評価対象の字形がその字体として備えておくべき骨組みを過不足なく持っているかどうかによって行われるべきであり、それ以外の評価や価値付け、例えば、整っていて読みやすいか、丁寧に書かれているか、美しいか、巧みであるかなどの観点到に影響されることのないよう注意が必要である。

これら正誤以外の評価や価値付けは、例えば、「とても整っている」「整っている」「やや整っている」「どちらとも言えない」「やや乱れている」「乱れている」「非常に乱れている」といったように段階的であり、「こちらの方が美しい。でも、あちらの方が更に美しい。」などと、相対的にも行われ得る。加えて、感覚的、情緒的に行われることも多く、いわゆる「味」などと言われるような微妙な趣に関わるものや、極めて個人的な価値観に基づく基準なども想定される。そのような点で、字体の有無という客観的な観点に基づき、原則として「正しい」か「誤り」かのどちらか一方に振り分けられる正誤の判断とは性質の異なる、別の次元の評価である。

したがって、字体に関する正誤の評価においては、例えば、字形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、また、美しさに欠け稚拙に書かれていたとしても、その文字がその文字の字体の枠組み内にあり、備えておくべき骨組みを過不足なく持っている読み取れるように書かれていれば、正しい文字であると判断される必要がある。

なお、このことは、ある漢字を書くときに、その字体として備えているべき骨組みを過不足なく持っている字形でさえあれば、どのような字形で書いてもよいということではない。上記のような正誤の判断以外の評価や価値付けは、漢字の習得や運用の上で意味を持つものもあり、漢字に関わる試験や検定等においても、それぞれの目的に応じて重視される場合がある。また、漢字による情報伝達をより円滑なものとするには、読む側への配慮に基づき、意図したとおりに読み取ってもらえるよう、整った読みやすい字形で書くよう配慮することが望ましい。特に、字形が不適切に書かれている場合、その度合いによっては、漢字の骨組みが読み取れなくなるおそれがあるという点で、正誤の問題に関わることもあり得よう。丁寧に、美しさや巧みさに配慮して文字を書くことは、文化としての手書きを支える重要な部分でもある。

（2）一定の字形が推奨される場合における正誤の基準について

漢字については、一定の字形が推奨される場合がある。そのような場合にも、漢字の正誤の評価に当たっては、推奨される字形だけを正しいとすべきではなく、原則として、字形の差異が字体の違いにまで及んでいない場合には、常用漢字表の考え方を踏まえ、柔軟に評価することが必要である。

教育的な観点から行われる漢字指導において漢字の正誤を判断するに当たっては、評価対象となる文字の字形が、教科書等に示されている漢字の字形と細部まで一致しているかどうかを基準とされることがある。その字体として備えているべき骨組みを過不足なく持ってい

たととしても、とめ、はね、はらい、接触の有無など、字形の細部に至るまで教科書等に示された字形と一致していなければ、誤っている、同じ字として認められないなどと評価されるような場合である。また、自身の姓名や自身が関係する団体等の名称に用いられる漢字について、一定の字形を特別視し、それだけしか認めないような場合や、ふだん目にする多くの明朝体等の印刷文字の字形を、規範的・標準的なものとして捉え、それとは違う字形を認めない場合なども見受けられる。ある字形が社会において慣用として定着し多くの人に共有されている場合には、その字形に倣った書き方によって情報交換の効率が上がるという観点から、その字形が重視される場合もある。

漢字の正誤を判断するに当たっては、一定の字形が推奨されている場合であっても、その字形だけを正しいものとするべきではない。評価対象の字形との差異が字体の違いにまで及んでおらず、その字体として備えているべき骨組みが過不足なく読み取れるのであれば、誤りとせず、常用漢字表の考え方を踏まえた柔軟な評価が必要である。例えば、以下の表に挙げるものは、いずれも誤りとは言えない字形の例である。

同字体の手書き文字の例

常用漢字表の 掲出字形	骨組みに過不足がなく、誤りとは言えない手書きの字形の例
木	木 木 木 木
女	女 女 女 女
言	言 言 言 言
改	改 改 改 改

また、一定の字形が推奨される場合には、それに倣って文字を書くことで、前項で取り上げた、整い方、丁寧さ、美しさ、巧みさなどが保証されると考えられる可能性もある。そのような評価や価値付けに関する観点から、一定の字形との細部までの一致が重視される余り、違いのあるものは望ましくないとみなされることが強まれば、本来は別の次元の評価である漢字の字体・字形の正誤の判断にまで影響するおそれもある。

一定の字形が推奨される場合であっても、それに倣うことを重視する余りに、本来は直接関係のない正誤の判断にまで影響することがないように、注意する必要がある。

(3) 文字の正誤に関する判断が行われる場面と評価の在り方について

漢字の字体・字形に関する正誤の判断は、各種の試験や検定等で、一々の漢字を取り上げて行われる場合がある。また、ふだんの社会生活の中でも、漢字を用いて書かれたものが「正しく書かれているか」という視点で評価されている面がある。

常用漢字表における字体・字形に関する漢字の正誤の判断については、評価の対象となる字形がその字体としての枠組み内にあるかどうかによって判断されるものである。こうした常用漢字表の考え方が参照されるのは、一々の漢字を取り上げて、それが正誤のどちらに属するかを判断することが必要となるような場面、例えば、教育における漢字指導、各種の試験や検定等、また、姓名に用いられる文字の字形と個人の特定とが関係するような窓口業務等が中心となると考えられる。書かれた漢字の一々の字形を評価するような場合には、(1)及び(2)で記したように、正誤の基準とそれ以外の観点とを混同したり、一定の字形と一致しないだけで誤りとみなすようなことは、避けるべきである。特に、不特定多数の受験者を対象とするような試験や検定等においては、常用漢字表の考え方に沿った評価がなされる必要がある。

また、ふだんの社会生活における漢字の使用時においても、情報を伝達するために漢字を使用する際には、「正しく書かれているか」という視点で評価されている面が常にあると言える。正誤の判断とは別に、書かれた文字について、「きれいな字ですね。」「読みにくい字だ。」「この人の字は上手だな。」などといった評価が行われることも少なくない。一々の漢字を取り上げて評価するような場合だけでなく、日常における漢字を用いたやりとりにおいても、正誤の基準とそれ以外の観点とを混同したり、一定の字形を必要以上に重んじて正誤の判断にまで影響を及ぼしたりすることがないように注意が必要である。

[解説] 常用漢字表における用語について

(1) 字体

字体とは、文字の骨組みのことである。

文字の骨組みとは、同一の文字がその文字と認識される枠組みから外れない範囲で、目に映る形で出現するときに生じ得る様々な字形のバリエーションに、一貫して内在している共通項を抽出したものである。ある形を見たときに、人がそれを何かしらの文字として読み取れるのは、そこにその文字特有の骨組みが存在するのを認識するからであると考えられる。このような、文字を見分け、何という文字であるかを識別する際の判断基準となる文字の骨組みを字体と呼ぶ。

字体は、数ある具体的な字形から抽出された共通項であることから、特定の具体的な形状として取り出せるものではなく、抽象的に思い描かれるものであると言える。抽象的な概念である字体を具現化し文字として機能させるには、表された文字にその文字特有の字体が内在している必要があり、そのことは、文字の正誤を判断する基準にもなると考えられる。

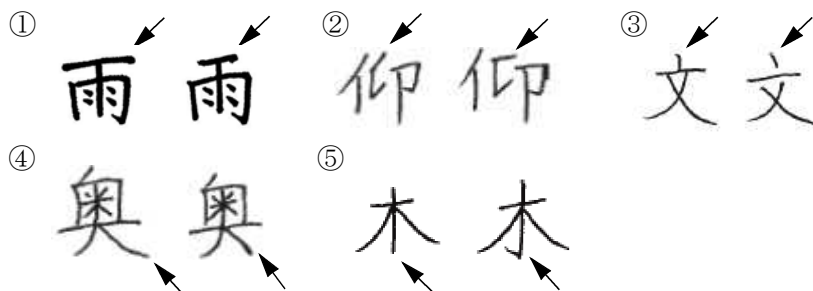
図(1)ーアのように、手書き文字の間に表れる違い、手書き文字と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。)との間の違い、明朝体とゴシック体といった印刷文字の書体間の違いなど、漢字には形状(字形)の違いが生じる場合がある。しかし、これらの漢字は、そういった相違を超えて、それぞれ「戸」、「衣」、「空」という漢字としての骨組みを持っていると認識されるのが一般的である。

図(1)ーア 漢字の形状(字形)の違いの例

形状(字形)の違いの例	
手書き文字間の違い	
手書き文字と印刷文字の違い	
印刷文字の書体間の違い	

このことは、図(1)ーイに挙げる例のような、①長短、②方向、③つけるか、はなすか、④はらうか、とめるか、⑤とめるか、はねるか、などに関する細かい差異についても同様であり、五つの組合せは、それぞれ同じ文字とみなされる。

図(1)ーイ 漢字の形状(字形)の細かい差異



このような認識を可能にするのは、具現化されたそれぞれの文字に、その文字特有の骨組みが内在しているのを読み取るからであると考えられる。字形が違っていても、その形状が当該の文字特有の字体の枠組みを逸脱しない範囲内であれば、その文字として認識することができる。こうした文字の認識は、漢字に限らず、平仮名や片仮名、ローマ字、数字などにおいてもほぼ同様に行われている。

また、ある文字における字体の枠組みの中でその文字が具現化される際の字形のバリエーションは、数限りなく想定され得るものである。図（１）－ウは、同じ漢字を明朝体、ゴシック体、教科書体などの印刷文字で示したものであるが、①～⑤を一つずつ見比べると、それぞれの形の間には、特に１画目について少なからぬ違いが認められる。しかし、私たちは、このような印刷文字の形状の違いにかかわらず、これらを同じ文字として認識するのが一般的である。

図（１）－ウ 印刷文字における字形のバリエーション



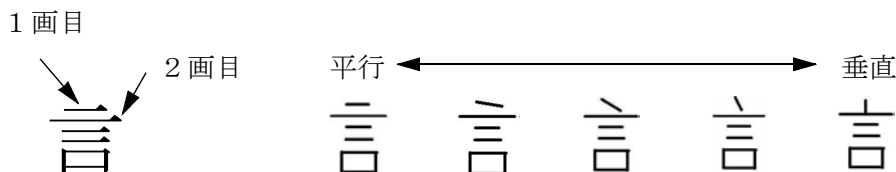
このことは、図（１）－エに挙げるような手書き文字においても同様である。複数の人が書いた文字を比べれば、人それぞれの書き方の特徴による違いが見られるであろうし、同一人物が同じ文字を手書きすれば、書くたびに微妙な形の違いが生じることもあろう。そのような違いは、手書きする人の数だけ、あるいは、誰かがその字を手書きする回数だけ生じると言ってもよい。しかし、それら実際に具現化された手書き文字それぞれの形状の間に、かなりの違いが認められる場合であっても、その文字における字体の枠組みを外れなければ、同じ漢字として認識することができる。

図（１）－エ 手書き文字における字形のバリエーション



このように、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、形状に違いがあっても、ある文字がその文字であると判別されるのは、目に映る形がその文字特有の骨組みを備えていると認識されるからである。常用漢字表では、図（１）－ウに示した印刷文字と図（１）－エに示した手書き文字について、全て同じ骨組みを備えているとみなし、同一の字体を持った同じ漢字であると考えられる。例えば、「言」という字の１画目の角度は、図（１）－ウの印刷文字の字形や図（１）－エの手書き文字の字形にも見られたように、２画目の横画に対しておおむね平行の形から垂直の形まで「言」という漢字の字体の枠組み内にあると認められる（図（１）－オ）。この１画目について言えば、おおよそこの範囲であれば、誤りであるとみなされたり、別の文字であると認識されたりはしない。

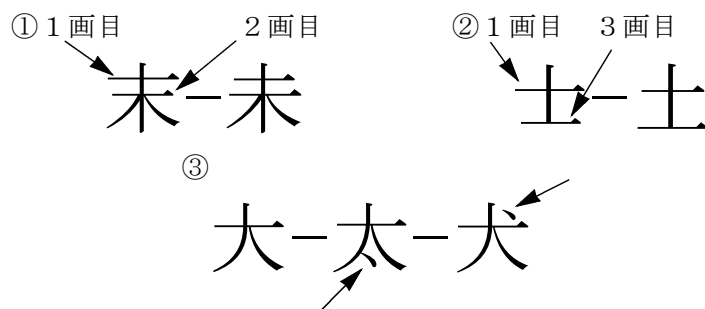
図（1）－オ 「言」という漢字の1画目と2画目の関係



こうした例に見るとおり、文字の形状に違いがあっても、他の文字と混同することがなく、文字の判別に関わるものでなければ、原則として同一の字体とみなし、同じ漢字であるとするのが常用漢字表の基本的な考え方であり、当指針も、この考え方に立って作成されている。

一方、図（1）－カに示すように、文字間の形状が似ていたり、違いが小さかったりしても、その差異が文字の判別に関わるような場合がある。例えば、「未」の1画目と2画目（①）、「土」の1画目と3画目（②）は、その長短を入れ替えれば、それぞれ「未」、「土」という別の漢字として識別される。また、「大」に点を加えることで「太」という別の漢字として、さらに「太」の点を移動することで「犬」という別の漢字として識別される（③）。このような文字の形状の違いは、漢字の骨組みの違い、つまり、字体の違いにまで及んでいるものである。字形の相違によって、元の字の字体の枠組みの範囲にあると判断されず、別の漢字として認識される例である。

図（1）－カ 字形の小さな違いが文字の判別に関わる場合



また、図（1）－キに示すように、点画の接し方や数の違いによっては、同じ文字として認めることができず、文字としては認識できないもの又は文字としての役割を果たせないもの、若しくは、別の文字と判断されるものがある。図（1）－ウ及びエの字形は、全て同じ文字として認識できた一方で、例えば、図（1）－キの①のように、1画目と2画目が「十」のように交わっているような場合には、「言」という文字における字体の枠組みの範囲から外れていると捉えられ、骨組みが異なっていると認識されるのが一般的である。加えて、②～④のように点画が多かったり、少なかったりすることによって、「言」という文字における字体の枠組みの範囲にはないと判断されることもある。このように、その文字特有の字体の枠組みの範囲にあると認められず、その骨組みに該当するような別の漢字がない場合には、どの文字の字体にも当てはまらず、文字としては認識できないもの又は文字としての役割を果たせないものとみなされることになる。ほかにも、「言」における⑤「計」や⑥「信」のように、ある漢字に点画を加えたり、他の構成要素と組み合わせたりすれば、別の字種・字体であると判別される場合もある。

図（１）ーキ 同じ文字として認められないもの



なお、字体は、その文字を使う人々によって共有されている必要がある。私たちの脳裏には、漢字それぞれの字体について思い描く形状があり、文字を書く際には、一般にその脳裏にある字体の枠組みから外れないように書き表そうとする。それによって、受け取る側に、意図したとおりの文字として認識してもらうことができ、意味内容が伝わる。逆に、誰かの書いた文字を読み取るときには、目に映った形状を脳裏の字体の枠組みと照らし合わせて、それが何という文字であるかを認識する。これらのことは、原則として、お互いの中で字体が共有されているからこそ成り立つ情報交換である。

また、字体は、その文字がこれまでどのように表されてきたのか、その習慣に基づいて、決められてきたものでもある。図（１）ークには、左に手書き文字、右に印刷文字の一例をそれぞれ示している。これらは、手書き文字と印刷文字との間に比較的大きな形状の違いが生じているものの例であるが、通常、３組ともに、同じ骨組みを有する同一の漢字として認識される。これらは、別々の発展を遂げてきた手書き文字、印刷文字それぞれの表し方の習慣を踏まえた上で、同じ字体であると判断されているものである。

図（１）ーク 手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣に基づく字形の違い



ただし、こうした手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣について理解されていなければ、もとより正誤に関わる差異ではない形状の違いに基づいて、字体が違っていると受け取られたり、別の文字であると判断されたりすることも起こり得る。

このように、社会において漢字を用いた円滑な情報交換が行われるためには、漢字を用いる人々の間で、字体に関しての一定の考え方が共有されていることが欠かせず、また、そのためには、手書き文字と印刷文字それぞれが、これまでどのように表されてきたのかを理解しておくことが必要となる場合がある。

（２）字形

字形とは、個々の文字の形状のことである。

これは手書き文字、印刷文字を問わず、目に見える文字の形そのものを言う場合に使われる用語である。別の文字であるということがはっきりと識別できるよう違いから、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった細かな違いまで、様々なレベルでの文字の形の相違を字形の違いと言う。

したがって、明らかに字体が違うもの同士の違い、例えば、「花」「鳥」「風」のような別の漢字同士の関係も字形の違いと言うことができる。それぞれの間に字形の違いがあり、それが字体の違いであると認識されるからこそ、別の文字として判別されるのである。このよ

うに形状が明らかに違い、別の文字として判別することが容易であるような場合には、字形の違いが意識されることは少ないと考えられる。

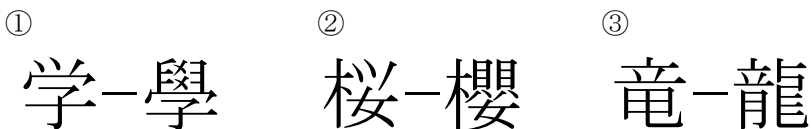
一方、先にも挙げた図(2)－アのような漢字は、細かな字形の違いが文字の判別に影響する例である。これらの漢字は、形状が似ているが、点画の数や長さ等の細部の差異によって、別の字体、ひいては、別の字種であると認識されるため、字形の違いについても注意されやすいと考えられる。

図(2)－ア 小さな字形の違いが文字の判別に影響する例



また、図(2)－イに例示するような、同じ字種内における漢字の字体のバリエーションも字形の違いとして捉えることができる。一般の漢字使用においては、常用漢字として掲げられている字体である「学」や「桜」が多く用いられるが、固有名詞等においては、同じ音訓と意味を持つ「學」や「櫻」の方があえて選ばれることもある。同一の字種であっても、字形の違いに着目して、あえて古い字体を用いるような場合である。(なお、一般的に旧字体などと呼ばれる「學」や「櫻」は、常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」と言う。「康熙字典」は、18世紀初め、康熙帝の時代の中国(清朝)で編纂された字典であり、戦前の明朝体活字の設計は、おおむねこれによっていた。)

図(2)－イ 字体が異なる同一字種



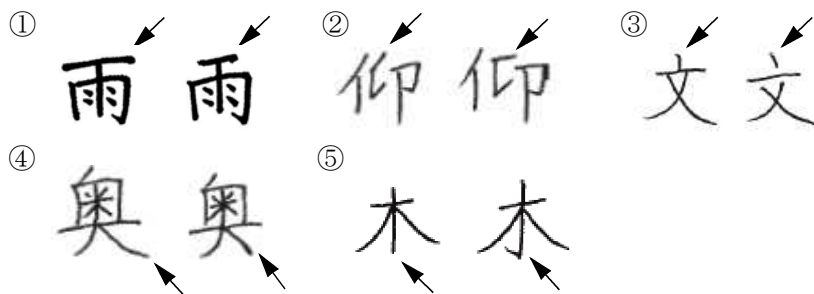
ここまでは、字形の違いが、字体の違いに及んでいるような場合について見てきたが、同じ字体を持った漢字が書き表されたり印刷されたりする場合にも、それぞれの間に字形の違いが生じることがある。例えば、図(2)－ウとして改めて示すとおり、手書きの文字の場合には、同一人物が同じ文字を書くたびに生じる微細な違いや、複数の人が同じ文字を書く場合のそれぞれの書き癖等による違いが表れ得る。これらも字形の違いとして捉えられる。同じ漢字の手書き文字と印刷文字との間に生じる違い、明朝体とゴシック体など印刷文字の種類の違いなども同様である。

図(2)－ウ 字形の違いの例

	形状(字形)の違いの例	
手書き文字間の違い		
手書き文字と印刷文字の違い	(手書き文字)	(印刷文字)

また、図（２）－エに改めて示すとおり、文字の点画の長短の違い（「雨」）や方向の違い（「仰」）、つける／はなす（「文」）、はらう／とめる（「奥」）、とめる／はねる（「木」）等によって生じる形状の違いのような差異も、微細なものまで含めて、同一字体の枠組みにおける範囲内での字形の違いとして捉えることができる。

図（２）－エ 字形の細かい違い



以上のように、字形という用語は、全く別の漢字の形状の違いから、同じ漢字におけるとめやはねなどの微細な違いまで、様々なレベルで用いられる。このうち、一般の社会生活において、漢字の字形について問題になるのは、図（２）－ウ及びエで示したような、同じ字体を持った文字同士における字形の違いであることが多い。手書き文字の字形と印刷文字の字形の違いは字体の違いとして捉えられるものではなく、どちらかだけが正しい又は誤りとするべきではない。また、とめ、はね、はらい等の細かな差異についても、字体の違いに及ぶものでなければ、漢字の正誤を左右するようなものとして問題視する必要はない。

（３）字種

字種とは、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりのことである。

例えば、「学」と「學」,「桜」と「櫻」,「竜」と「龍」などは、それぞれ同じ字種の漢字として一つにまとめることができる。字種という用語は、一般の社会生活では余り用いられないが、常用漢字表では、「表の見方及び使い方」に「本表」には、字種2,136を掲げ、字体、音訓、語例等を併せ示した。」とあるとおり、掲出されている漢字を字種として数えている。

常用漢字表の本表には、「桜（櫻）」のように、常用漢字として「桜」が示され、それとともに、明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため、丸括弧に入れて、いわゆる康熙字典体である「櫻」が掲げられている。この「桜」と「櫻」とは、同じ漢字であると言われることがある。これは、両者の間に歴史的なつながりがあり、文脈や用途によっては相互に入替えが可能な、原則として同じ音訓と意味を持った文字として用いられてきたからである。現在、一般的な漢字使用においては、常用漢字表が掲げる「桜」が用いられるが、「櫻」は旧字体などとも呼ばれ、人名や団体名等の固有名詞に用いられるなど、日常生活においても目にすることがある。常用漢字表では、この「桜」と「櫻」のような関係を「同じ字種」であ

ると言う。「学」と「學」,「竜」と「龍」なども同様の関係である。

一方,「士」と「士」,「末」と「末」,「太」と「大」と「犬」のように形が似ている文字も含め,音訓・意味が異なっていて,相互に入れ替えて用いることのできない漢字同士は,「別の字種」である。「型」と「形」,「中」と「仲」のように,音訓や意味に共通するところがあるような文字同士であっても,歴史的なつながりがほとんどなかったり途絶えたりして,現在において相互に入れ替えて使われることがないものは,別の字種であるとみなされる。また,常用漢字表に掲げられている「坂」と「阪」,「著」と「着」のように,過去において同じ字種として用いられていたものが,用法の変化によって,現在では,別の字種とみなされるようになっている場合もある。

なお,「桜」と「櫻」を「違う漢字である。」と言うこともできるが,これは,両者の字体の違いに着目した場合である。常用漢字表では,同一の字体を持った文字を指す場合に「同じ漢字」と言い,「同じ字種」という言い方と区別している。つまり,常用漢字表における「桜」と「櫻」は同じ字種であるが,字体の上では異なる漢字として扱われる。

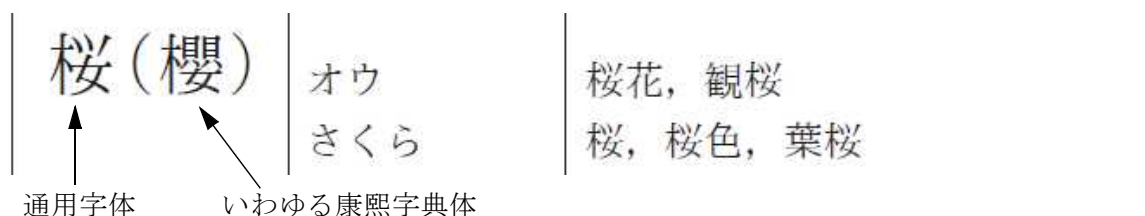
(4) 通用字体

通用字体とは,一般の社会生活において最も広く用いられている字体,そして,今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体として,常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し,漢字を使用する際に用いるべき字体の目安としているものである。

2,136の字種から成る常用漢字表は,円滑な情報交換を実現するという趣旨から,原則として1字種につき1字体を採用する考え方に立っており,複数の字体を擁する字種についても,そのうちから一つの字体が選定されている。これを通用字体と呼ぶ。それぞれの字種に掲げられた通用字体は,常用漢字表が適用される一般の社会生活において最も広く用いられている字体,そして,今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体を意味している。字体は本来,抽象的な概念として把握されるべきもので,具体的な形状を持つものではない。そのため,常用漢字表は,便宜上,明朝体のうちの一種を例に用いて,具体性を持たせた形で「印刷文字における現代の通用字体」を示している。

なお,常用漢字表では,図(4)のとおり,通用字体のほか丸括弧内に「いわゆる康熙字典体」が示されている。いわゆる康熙字典体は常用漢字の字体ではなく,明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため,飽くまでも参考として添えられたものである。

図(4) 常用漢字表 本表の例



(5) 書体

書体とは,字体を基に文字が具現化される際に,文字に施された一定の特徴や様式の体系を言う。骨組みとしての字体が具現化し文字として表される際には,何らかの書体に属する

ものとして分類できる。

例えば、図（５）－アのような、印刷文字に用いられる明朝体（縦線を太く、横線を細くし、横画の終筆部にウロコと呼ばれる三角形の装飾を付けるような形にデザインしたもの。）、ゴシック体（点画を一様に肉太にデザインしたもの。）、教科書体（手書きの楷書体に倣ってデザインしたもの。）などの体系を書体と言うことがある。これらそれぞれの書体には、細部で微妙に異なる様々なデザインが施されているものがあり、明朝体、ゴシック体、教科書体などのそれぞれに、幾種類もの種類（セット）が存在している。

図（５）－ア 印刷文字の書体

①明朝体 ②ゴシック体 ③教科書体

言 言 言

また、図（５）－イに示した、篆書、隸書、草書、行書、楷書など、印刷文字よりも古くから歴史的に形成されてきた体系についても書体と言われる。それは、それぞれに字体の具現化の仕方、骨組みへの肉付けの仕方によって一定の特徴や様式が認められるからである。ただし、このような書体の違いは、字体の違いに及ぶ場合がある点には注意が必要である。さらに、店の看板、広告、商品のロゴマークなど、その都度の目的に応じて個々にデザインされ用いられる文字の在り方についても書体と言われることがあるが、この場合には、必ずしも一定の体系を持ったものではないことが多い。

なお、当指針が扱うのは、主として、手書きの文字のうちの楷書（行書に近いものを含む。）であり、篆書、隸書、草書、行書は直接の対象としていない。

図（５）－イ 歴史的に形成されてきた手書き文字の書体の例

	篆書体	隸書体	草書体	行書体	楷書体
言	言	言	言	言	言
安	安	安	安	安	安
清	清	清	清	清	清
書	書	書	書	書	書

天	𠀎	天	𠀎	天	天
道	𨇗	道	道	道	道
無	𠄎	無	無	無	無